

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第9号

令和7年7月20日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和7年7月3日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

田中 庄司

選挙運動に関する支出金額の制限額

38,948,700円